~ 令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート ~

認可外保育施設等を利用する

子どもたちの利用料が無償化の対象となります

無償化の対象となるためにはどうしたらいいの?

お住まいの市町から「**保育の必要性の認定」(施設等利用給付認定)** を受ける必要があります。

- ※認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏ま えて、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用できない方が対象とな ります。
- ※「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件) がありますので、詳しくはお住まいの市町にご確認ください。

〇歳から対象?利用料に上限はあるの?

3~5歳児クラスまでの子どもたちは月額3.7万円

0~2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円

までの利用料が無償化の対象となります。

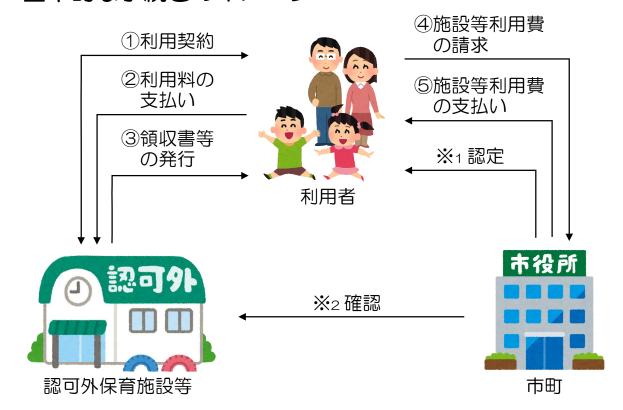
- ※お住まいの市町の所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収書等を添付して、 お住まいの市町に申請することが必要です。
- ※家庭の状況(3人っ子等)や利用する施設によって手続きが異なることがありますので、詳しくはお住まいの市町にご確認ください。

全ての施設が無償化の対象になるの?

市町に確認を受けた**認可外保育施設**(ベビーホテル、ベビーシッター、事業 所内保育所等)に加え、**一時預かり事業や病児保育事業**が対象になります。

- ※保育の必要性の認定を受けた子どもは、月額3.7万円(または4.2万円)を上限に、市町の確認を受けた複数の認可外施設等を利用することが可能です。
- ※無償化の対象となる認可外施設等は、所在する市町が対象施設として公表しますのでご確認く ださい。

~基本的な手続きのイメージ~



- ※1 ※2 保育の必要性の「認定」を受けた利用者の方が、市町の「確認」 を受けた施設を利用した際の利用料が無償化の対象となります。
- 〇保育の必要性の認定を受けていない場合、まずは市町に申請が必要です。
- ○請求、支払いの時期など、手続きの詳細については、お住まいの市町に ご確認ください。
- ○施設によって、手続きが異なる場合があります。
- 〇無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、 これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

詳細はお住まいの市町にお問い合わせください【市町の窓口一覧】

福井市子育て支援課	0776-20-5270	坂井市 子育て支援課	0776-50-3042
敦賀市 児童家庭課	0770-22-8126	永平寺町 子育て支援課	0776-61-7250
小浜市 子ども未来課	0770-64-6013	池田町 教育委員会	0778-44-8006
大野市 福祉こども課	0779-66-1111	南越前町 保健福祉課	0778-47-8007
勝山市 福祉・児童課	0779-87-0777	越前町 福祉課	0778-34-8725
鯖江市 保育・幼児教育室	0778-53-2225	美浜町 福祉課	0770-32-6704
あわら市 子育て支援課	0776-73-8021	高浜町 保健福祉課	0770-72-2493
越前市 子ども福祉課	0778-22-3006	おおい町 住民福祉課	0770-77-4053
		若狭町 福祉課	0770-62-2704

福井県 健康福祉部 子ども家庭課 幼保支援グループ 0776-20-0342